

公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程

財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程（平成13年 4月 1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が取り扱う個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、事業団が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第 2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前号に掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 事業団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの又は 6月以内に消去することとなる

もの以外のものをいう。

ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(一般原則)

第3条 事業団は、各事業の遂行に当たって事業者が遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報の保護に関する基本指針(平成16年4月2日閣議決定)、個人情報保護法第8条の規定に基づき国の行政機関が定めた指針及び事業団を業務の対象とする認定個人情報保護団体(個人情報保護法第40条第1項に規定する認定個人情報保護団体をいう。以下同じ。)が作成する指針を遵守するほか、この規程に従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、特定個人情報等の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(職員の責務)

第4条 事業団の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用目的の特定)

第 5条 事業団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定するものとする。

2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的による制限）

第 6条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下、第 4項まで同じ。）を取り扱わないものとする。

2 事業団は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前 2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 事業団は、前項の規定により利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

（特定個人情報の利用目的による制限）

第 6条の2 事業団は、第 5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない。

2 事業団は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って特定個人情報を取得した場合は、承継前における当該特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱わない。

3 前 2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 番号利用法第 9条第 4項の規定に基づく場合

(2) 個人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

4 事業団は、前項の規定により利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにする。

(適正な取得)

第 7条 事業団は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 事業団は、個人情報（特定個人情報を除く。以下次条まで同じ。）を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得するものとする。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 法令に基づく場合

(3) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。

(4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等の業務を行う場合において、本人から取得したのでは当該業務の目的の達成が損なわれ、又は当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(7) 個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合又は指定管理者として地方公共団体から個人情報の提供を受ける場合

(8) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報の提供を受ける場合

(9) 第三者が保有する個人情報を共同して利用するときで次のいずれかに該当する場合

ア 個人情報取扱事業者（個人情報保護法第 2条第 3項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）の保有する個人データが、個人情報保護法第23

条第 4項第 3号に定める措置を講じられた上で提供されているとき
イ アに規定する個人データ以外の個人情報、個人情報保護法第23条第
4項第 3号に定める措置に準ずる措置を講じられた上で提供されている
とき

(10)前各号に掲げるもののほか、本人以外から取得することに相当の理由が
あると認められるとき。

(要注意情報の取扱いの禁止)

第 8条 事業団は、次に掲げる場合を除き、思想、信条及び宗教に係る個人情
報並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る個人情報を取得し
ないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 前条第 2項第 7号又は第 8号に該当するとき。

(3) 業務の遂行に必要不可欠であると認められるとき。

2 事業団は、次に掲げる場合を除き、前項に規定する個人情報の電子計算機
処理をしないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 業務の遂行に必要不可欠であり、本人の権利利益を不当に侵害するおそ
れがないと認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 9条 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公
表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公
表するものとする。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに
伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項におい
て同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から
直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身
体又は財産の保護のために緊急に必要な場合を除き、あらかじめ、本人
に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本

人に通知し、又は公表するものとする。

4 前 3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合
(内容の正確性の確保)

第10条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報に正確かつ最新の内容を保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 事業団は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員の監督等)

第12条 事業団は、職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 事業団は、個人情報の適正な取扱いの確保のため、職員に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。

3 事業団は、職員がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約等において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

(委託)

第13条 事業団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報の保護のため、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わ

なければならない。ただし、特定個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、番号利用法に基づき事業団が果たすべき安全管理措置と同等の安全管理措置が講じられるように必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 事業団から前項に規定する処理の委託を受けたもの（事業団が認めた再委託を受けたものを含む。以下同じ。）は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する処理の委託を受けたもの及び当該処理に従事している者又は従事していた者は、当該処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（第三者提供の制限）

第14条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報（特定個人情報を除く。以下第6項まで同じ。）を第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業団は、前項各号の規定により個人情報を第三者に提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

3 事業団は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

- (2) 第三者に提供される個人情報の項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

4 事業団は、前項第 2号又は第 3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

5 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 事業団は、前項第 3号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第14条の2 事業団は、番号利用法第19条の各号いずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事務所における書面の提示又は備付けその他の方法により本人の知り得る状態に置くものとする。

- (1) すべての保有個人データの利用目的（第 9条第 4項第 1号から第 3号までに該当する場合を除く。）

(2) 次項、次条第 1項、第17条第 1項又は第18条第 1項若しくは第 2項の規定による求めに応じる手段及びその手数料の額

(3) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれか該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第 9条第 4項第 1号から第 3号までに該当する場合

3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第16条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令（個人情報保護法を除く。以下この条及び次条において同じ。）に違反することとなる場合

2 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令の規定により、本人に対し第 1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示すること

とされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

- 4 事業団は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、事業団は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第16条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第18条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、事業団は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正等)

第19条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続きが定められている場

合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

3 事業団は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正決定等の期限）

第20条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第21条 事業団は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（利用停止等）

第22条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第6条の2の規定に違反して取り扱われているという理由又は第7条若しくは第8条第1項又は番号利用法第20条の規定に違反して取得されたもの又は番号利用法第28条の規定に違反して作成されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条にお

いて「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項又は第14条の2の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 事業団は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

4 事業団は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止決定等の期限)

第23条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第22条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第24条 事業団は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(理由の説明)

第25条 事業団は、第15条第3項、第16条第2項、第19条第2項又は第22条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第26条 事業団は、第15条第2項、第16条第1項、第19条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）を受け付ける方法として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 開示等の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法

(4) 第5項の手数料の徴収方法

2 事業団は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業団は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 事業団は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 事業団は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

5 事業団は、第15条第2項の規定による利用目的の通知又は第16条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

6 事業団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情の処理)

第27条 事業団は、当該事業団の個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第28条 事業団は、当該事業団が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

2 事業団は、当該事業団が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容、発生原因及び対応策を法令等に従い名古屋市に遅滞なく報告するものとする。

(個人情報の保護に関する規程の作成及び公表)

第29条 事業団は、この規程を事務所における書面の掲示又は備付けその他の方法により継続的に公表を行うものとする。

(個人情報保護責任者)

第30条 事業団は、この規程の整備、適切な施行その他個人情報の保護を図る施策の実施のために、各部・施設事務所長を個人情報保護責任者とし、事務局文化振興部長を個人情報保護統括責任者として置くものとする。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、事業団の取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第26条に定める
開示等の求めに応じる手続に関する件

(制定 令和 5年 4月 1日事務局長決裁)

(趣旨)

第 1 この定めは、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程
(以下「規程」という。)第26条の規定に基づき、開示等の求めに応じる
手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(開示請求の手続)

第 2 規程第16条第 1項の規定に基づいて公益財団法人名古屋市文化振興事業
団(以下「事業団」という。)に個人情報の開示を申し出ようとする者
(以下「開示請求者」という。)は、保有個人情報開示請求書(第 1号様
式)(以下「開示請求書」という。)を事業団に提出しなければならない。

2 申し出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために、
開示請求書に記載の確認書類のいずれかの提示、又は提出を求めるもの
とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 3 規程第16条第 2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、
当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示
決定通知書(第 2号様式)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報一部
開示決定通知書(第 3号様式)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不
開示決定通知書(第 4号様式)

(開示決定等の期限の延長通知書)

第 4 規程第17条第 2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延
長通知書(第 5号様式)により行うものとする。

2 規程第18条第 1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例

延長通知書（第 6号様式）により行うものとする。

（訂正請求の手続）

第 5 規程第19条第 1項の規定に基づいて事業団に個人情報の訂正を申し出ようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、保有個人情報訂正請求書（第 7号様式）（以下「訂正請求書」という。）を事業団に提出しなければならない。

2 申し出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために、訂正請求書に記載の確認書類のいずれかの提示、又は提出を求めるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第 6 規程第19条第 2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書（第 8号様式）

(2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報一部訂正決定通知書（第 9号様式）

(3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不訂正決定通知書（第10号様式）

（訂正決定等の期限の延長通知書）

第 7 規程第20条第 2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第11号様式）により行うものとする。

2 規程第21条第 1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第12号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 8 事業団は、規程第19条第 1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を保有個人情報の訂正に係る通知書（第13号様式）により行うものとする。

（利用停止請求の手続）

第 9 規程第22条第 1項の規定に基づいて事業団に個人情報の利用停止を申し

出ようとする者（以下「利用停止請求者」という。）は、保有個人情報利用停止請求書（第14号様式）（以下「利用停止請求書」という。）を事業団に提出しなければならない。

- 2 申し出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために、利用停止請求書に記載の確認書類のいずれかの提示、又は提出を求めるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第10 規程第22条第 3項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（第15号様式）
- (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報一部利用停止決定通知書（第16号様式）
- (3) 保有個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不利用停止決定通知書（第17号様式）

（利用停止決定等の期限の延長通知書）

第11 規程第23条第 2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第18号様式）により行うものとする。

- 2 規程第24条第 1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（費用の額）

第12 手数料（紙等記録媒体を含む。）は、次に定める額とする。

- (1) 複写機により写しを作成する場合の費用の額は、単色（黒）刷り A 3 版までの大きさの写し 1枚につき、10円とする。それ以外の場合は、1枚につき、写しの作成に要する価格（10円未満の端数を10円に切り上げた価格）とする。
- (2) 電磁的記録（印刷物として出力されたものの写しを交付する場合を除く。）の場合はCD-R 1枚につき、200円とする。
- (3) 写しを送付する場合の費用の額は、郵送料とする。

（費用の徴収）

第13 職員は、文書の写しを交付する前に当該写しの作成及び送付に要する費用を徴収しなければならない。

(事務)

第14 費用の徴収に係る事務は、文化振興部総務課において行う。

附 記

この定めは、令和 5年 4月 1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長

請求者 下

住所又は居所

ふりがな
氏名

電話番号

公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第16条第1項に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

<p>1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p>	
<p>2 本人確認等</p>	<p>(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p>
	<p>(2) 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
	<p>(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 イ 本人のふりがな ウ 本人の住所又は居所</p>
	<p>(4) 代理人の請求資格確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他 () イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>3 希望する開示の実施方法 ※任意記載</p>	<p>(1) いずれかを選択してください。 <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>視聴・聴取 (2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。 ア 写しの郵送 <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない →開示の実施希望日 _____ イ 電磁的記録媒体による写しの交付 <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない ※保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合に限りです。</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第16条第2項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	
備 考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第16条第2項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	
備考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第16条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第17条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第18条第1項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人	
延長前の開示決定等の	年 月 日
開示請求に係る保有個人 当の部分につき開示決	年 月 日 ※この日までに、可能な部分について開示決定等を行います。
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日
開示決定等の期限の 特例を適用する理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長

請求者 下
住所又は居所
ふりがな
氏 名
電話番号

公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第19条第 1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
2 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
3 本人確認等	(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	(2) 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の ^{ふりがな} 氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 代理人の請求資格確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第19条第 2項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第19条第 2項の規定により、次のとおりその一部について訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及	(訂正内容) (訂正理由)
一部について訂正を 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第19条第 2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第20条第 2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人	
延長前の訂正決定等の	年 月 日
延長後	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第21条第 1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人	
延長前の訂正決定等の	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
訂正決定等の期限の特例を適用する理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報の訂正に係る通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第19条第 1項の規定により、年 月 日付けで次のとおり訂正をしましたので、同条第 2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人	
訂正請求者の氏名等 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第22条第 3項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第22条第 3項の規定により、次のとおりその一部について利用停止をすることと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
一部について利用停 止をしないこととし た理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第22条第 3項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第23条第 2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る等	
延長前の利用停止決定	年 月 日
延長後	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団個人情報保護規程第24条第 1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の利用停止決 定等の期限	年 月 日
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
利用停止決定等の期 限の特例を適用する 理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

